

信州リサイクル製品率先利用方針

第1章 総則

(目的)

第1 この信州リサイクル製品率先利用方針（以下「方針」という。）は、信州リサイクル製品認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、長野県が発注するすべての工事（以下「工事」という。）及び長野県が購入する事務用品等の物品購入に当たり、信州リサイクル製品（以下「認定製品」という。）を率先利用するための方法等を定めることを目的とする。

(認定リサイクル資材の定義)

第2 この方針において、「認定リサイクル資材」とは、認定製品のうち要綱第2条第4号でいうリサイクル資材をいう。

第2章 認定リサイクル資材の率先利用

(工事に携わる者の義務)

第3 工事に携わる県の職員、設計の受託者、工事の請負者など工事に携わるすべての者は、この方針に基づいて工事が実施されるように努めなければならない。

2 建設工事に係る事業を企画及び所管する部局は、この方針に基づいて事業が実施されるように努めなければならない。

(率先利用の周知)

第4 設計の委託、あるいは工事の発注をする場合は、この方針に従って設計又は工事が実施されるよう特記仕様書等に位置づけるとともに、同方針及び認定リサイクル資材一覧表を配布し、設計の受注者又は工事の請負者への周知に努めなければならない。

(認定リサイクル資材の位置づけ)

第5 認定リサイクル資材は、工事標準仕様書等の品質基準に適合しているものとして取り扱うこととする。ただし、要綱第3条第1項第6号でいう信州リサイクル製品評価基準において適用範囲を定めているものはその範囲とする。

(認定リサイクル資材の指定等)

第6 工事の設計、積算を行う者は、認定リサイクル資材が利用可能なときは、特段の理由がない限り、認定リサイクル資材を指定するものとする。また、その他の認定製品についても利用が可能な場合は、率先して指定するよう努めるものとする。

2 認定製品の指定は、特記仕様書又は設計書で品目を指定するものとする。なお、必要な場合は原材料（使用している循環資源の種類）を特定することができる。

(モデル事業箇所の設定等)

第7 工事発注部局は、認定リサイクル資材をはじめ、その他の認定製品を積極的に導入したモデル事業箇所をあらかじめ設定した場合、又は循環資源の含有率が高いリサイクル資材が多く使われた現場があった場合には、この旨を県民に積極的にPRすることにより、一層の利用の促進と適用範囲の拡大に努めるものとする。

(請負者の責務)

第8 請負者は、設計で新材が指定されている場合においても、認定リサイクル資材に代替できる場合は積極的に使用に努めるものとする。この場合、代替する旨について施工計画書提出時に文書で提出し、発注者の承諾を得なければならない。

2 請負者は、設計で認定リサイクル資材が指定されている場合で、その入手が困難な場合は、他の認定リサイクル資材又は新材に変更するものとし、その旨を文書で発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(認定製品を使用する場合の掲示)

第9 県が行う工事にあつて、認定リサイクル資材を使用する際に、看板その他の方法により掲示すべき事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定リサイクル資材使用工事か所の表示
- (2) 品目、製品名及び認定番号
- (3) 使用用途
- (4) 使用数量
- (5) その他工事発注機関において必要と認める事項

(運用指針の策定)

第10 部局長は、この方針に基づき、運用に必要な指針を策定し、工事発注機関へ周知徹底を図るものとする。

第3章 認定リサイクル資材以外の認定製品の率先利用

(長野県グリーン購入推進方針との関係)

第11 長野県グリーン購入推進方針(以下「推進方針」という。)において環境配慮型製品を調達することとされている品目の購入に当たっては、認定製品を優先して購入するよう努めるものとする。また、推進方針に定めのない品目の購入についても、予算の範囲内で優先して認定製品を購入するよう努めるものとする。

第4章 認定製品の利用状況の把握及び公表

(利用状況の把握)

第12 部局長は、毎年5月末日までに前年度の認定製品ごとの使用量を把握し、主務部長に報告するものとする。

(利用状況の公表)

第13 県は、毎年6月末日までに前年度の認定製品の利用状況を県のホームページで公表するものとする。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成17年9月30日から実施する。

附 則

この方針は、平成28年5月24日から実施する。

附 則

この方針は、令和5年4月5日から実施する。